

久留米市市民税・県民税賦課等業務委託 提案仕様書

(総則編)

1 業務名

久留米市市民税・県民税賦課等業務委託

2 委託の目的

本市における市民税・県民税の賦課等業務について、徴税吏員以外の者が処理できる業務の一部を委託し、民間事業者が有するスキルやノウハウを最大限に活用することにより、適正な課税業務を行い、効率的・効果的な市民サービスを提供することを目的とする。

3 業務期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（3年間）

ただし、契約締結日から令和6年12月31日までは準備期間とし、業務開始は令和7年1月1日とする。

休日及び執務時間は久留米市役所に準じる。

休日（1）土曜日及び日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日

執務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※休日及び執務時間外に業務を行う必要が生じた場合は、委託者と協議すること。

4 履行場所

久留米市役所庁舎 市民文化部市民税課及び本庁舎内会議室等

5 業務履行にあたっての基本的な考え方

(1) 事前準備

業務に混乱や市民サービス低下を招かないよう、業務の準備、引継ぎ、従事者の確保や体制構築をはじめ、責任ある業務設計を行うとともに、従事者への研修等を実施し、業務の円滑かつ安定的な移行を実現させること。

(2) 守秘義務

本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知りえた情報を漏らし、又は盗用してはならず、その職を退いた後も同様とする。

(3) 資料等の適正な保管及び複製等の禁止

委託者から提供を受けた本業務に関する一切のデータ、資料及び帳票類等は、個人情報を含むものが多数あるため、適切かつ厳重に保管することとし、受託業務以外での利用、執務場所からの持ち出し、また、委託者から特に指示がある場合を除き複写及び複製をしてはならない。

(4) 個人情報保護の徹底

受託者は、公共の業務に携わる重要性及び特定個人情報を含む個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」及び「久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久留米市条例第1号）」等の関係法令を遵守するとともに、情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備すること。

(5) 指揮命令系統の確立

受託者は、作業内容を十分に把握し、受託者の独立した体制において、責任をもって業務を遂行すること。

(6) 納入成果物

① 本業務における納入成果物等における提出期限は、別途協議するものとする。また、この成果物の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者から納入成果物の内容に不備の指摘を受けた場合は、直ちに修正等の対応をしなければならない。なお、修正等に要する費用はすべて受託者の負担とする。

② 業務内容における処理期限は、別途協議するものとする。

(7) コンプライアンスの徹底

受託者は、業務に関係する関係法令通知等を遵守し、業務を適切に行うこと。

(8) 従事者の身だしなみ

受託者は業務を遂行するにあたり、従事者に業務に適した服装を着用させ、不快感を与えない身だしなみに努めること。また、受託者の負担で、その身分を明確にするための名札を用意し、業務従事中は必ず着用すること。

(9) 危機管理

受託者の責務において、業務に関する安全対策に万全を期し、労働災害等の人的な事故（以下「人的事故」という。）防止に関して必要な措置を講じること。また、地震、津波、台風、洪水等の災害及び人的事故等の緊急事態が発生した場合の業務への影響を最小限にすることを目的として、事前に体制を整備し、委託者に報告すること。

また、緊急事態発生時には、本業務の遂行に支障をきたすことがないように、委託者と連携しながら対応策を講じること。

(10) 従事者への配慮等

受託者は、業務の公共性及び重要性に鑑み、従事者に対し、法令で定められた一切の雇

用者としての義務を履行し、適正かつ良好な労働条件の確保に配慮するとともに、従事者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するよう努めなければならない。

また、委託者は、受託者の職場環境の整備に関して必要な協力を行う。

6 業務委託に求める要件

(1) 管理監督者、業務責任者、スーパーバイザーの配置

受託者は、円滑に本業務を遂行するため、従事者の指揮監督、業務全般のマネジメント及び委託者との連絡調整等の業務について管理を行う管理監督者と管理監督者が不在の場合に管理監督者を代理する業務責任者をそれぞれ配置し、各業務における従事者の指揮及び委託者との連絡調整等を行うスーパーバイザー（以下「SV」という）を2名以上選任し、委託者に報告しなければならない。なお、管理監督者及び業務責任者、SVは、本業務に関する実績や経験に基づき任務にふさわしい者を選任すること。

また、受託者は、管理監督者及び業務責任者いずれかを本委託業務における現場の管理監督責任者として、必ず各業務の履行場所に常駐させること。

(2) 業務委託従事者の確保

① 受託者は、業務を円滑に遂行するための要員を確保したうえ、業務量の変動に応じ適正な要員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制を整えなければならない。

また、従事者に欠員が生じた場合は、直ちに交代要員を配置するなどして、委託業務に影響が生じることの無いよう、必要な措置を講じること。

② 特に業務開始当初や繁忙期、休日明けの開庁日及び繁忙時間帯については、従事者の業務習熟度等も勘案し、十分な体制を構築するよう特段の配慮を行うこと。本業務を確実に履行させることが可能な能力を有する従事者を配置し、繁閑に対応した必要な人員体制を確保すること。

(3) 本市との連携

① 受託者は、業務の処理件数、運用上の課題などについて、週1回委託者との定例会を設け、その内容について報告書を作成すること。

② 疑義や不明なものは疑義または不明点を明確にしたうえで、問い合わせ表を作成するなど、文書（軽微なものについては口頭）にて速やかに委託者に連絡すること。委託者が確認したものについては受託者に引き渡すものとする。この間の処理等の（進捗）管理は、受託者が責任を負うものとする。

7 業務システム及び情報セキュリティ

(1) 委託者が提供する業務システム及びシステム機器

① 本業務において利用する業務システム及びシステム機器は、契約期間中においては、原則として受託者に供用する。

② システム機器は、指定場所外に持ち出すことは禁止するとともに、適切に取り扱うこ

と。

- ③ 委託者は、操作にあたってのユーザーID を従事者名簿に基づき、従事者1人につき1つ貸与することとする。なお、受託者は、貸与されたID等を他人に開示又は漏えいすることの無いように適切に管理すること。
- ④ 受託者は、従事者が退職等により従事しなくなった場合は、委託者に対し速やかに報告しなければならない。
- ⑤ システム機器の保守については委託者が行うものとする。ただし、障害等が生じた場合、その障害等が受託者の故意又は重大な過失による場合は、その損害相当分の費用については受託者の負担とする。
- ⑥ 受託者の責任によりシステム機器を滅失又はき損した場合は、損害を委託者に賠償しなければならない。
- ⑦ システム障害等によりシステム機器が使用できない場合は、委託者と協議し、委託者の指示に従って対処するものとする。

(2) 情報セキュリティの徹底

受託者は、下記①から⑨のとおり情報セキュリティの措置を徹底しなければならない。

- ① 情報保護管理責任者を選任し、委託者に報告すること。
- ② 作業場所への入退室ができる者を、その許可を受けた者のみに制限し、受託者があらかじめ定める管理ルールに従って入退室管理を行わなければならない。
- ③ 電子データ、帳票類等により知り得た個人情報について、情報の漏えい、滅失、き損及び流出等を防止し、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を十分に講じること。
- ④ 本業務に携わった者は、個人情報はもちろんのこと、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。また、委託者が提供する一切のデータ、資料等については、適切かつ厳格に管理することとし、本業務以外の目的で利用、複写及び複製をしてはならない。
- ⑤ 本業務にかかる制度や基本的な考え方等を熟知し、本業務の進め方、情報セキュリティ対策及び個人情報を取り扱う上での留意点と保護対策等が記載された業務マニュアルを基に、採用時及び定期的に従事者への研修を実施すること。
なお、ここでいう「業務マニュアル」は、後述（8事前準備（4）業務マニュアルの作成）する「業務マニュアル」の中に、情報セキュリティ関連の項目を記載することで足りるものとする。
- ⑥ 従事者に対して、守秘義務違反に関する法令に基づく責任及び罰則の内容を周知徹底すること。
- ⑦ 情報セキュリティに関する内部監査を定期的実施し、委託者に報告すること。
- ⑧ 受託者は、従事者全員分の守秘義務遵守に関する誓約書を回収すること。また、新たな従事者を配置する場合も同様とする。

- ⑨ 「久留米市情報セキュリティ規則」を遵守し、情報セキュリティ対策の徹底を図ること。

8 事前準備（契約締結日の翌日～令和6年12月31日）

（1）事前打合会の開催

受託者は、すみやかに業務における引継ぎ方法、実施方法及びスケジュール等に関する打合会を委託者で行うこと。

（2）業務準備計画書の作成

受託者は、事前の準備作業について、作業内容の詳細及びスケジュールを定め、業務準備計画書（全体スケジュール、作業項目別スケジュール等を含む。）及び業務体制図を委託者に事前に提出すること。

（3）業務実施計画書の作成

受託者は毎年度、本業務の内容を把握し、作業工程、人員配置等の業務の運営に必要な業務設計を行い、業務実施計画書としてまとめること。

なお、受託者はプロポーザル参加時に提出された企画提案書類の内容を委託者と協議し、必要に応じて変更を行ったうえで最終的に実施を決定した事項を業務実施計画書に盛り込むこと。

（4）業務マニュアルの作成

① 初版

受託者は、従事者が自立的、安定的に業務ができるよう本仕様書の各要件を踏まえ、あらかじめ委託者が提供する業務内容の資料及びヒアリング等を通じて、必要な業務マニュアルを作成し、令和6年12月27日までに委託者の承認を受けること。

② 改訂

受託者は、法令改正、運用変更及び組織改編等により、業務内容の変更等があった場合は、委託者が提供する資料に基づき、適宜・適切に業務マニュアルを見直し、内容の修正を行い委託者に提出すること。

ただし、マニュアルの作成及び変更した内容が不十分であると委託者が認めた場合は、受託者において修正を行ったうえで、再度提出し検査を受けること。

③ マニュアルの引継ぎ

受託者は履行期間終了後、業務マニュアルを次の受託者に引き継ぐこと。

④ マニュアルの著作権

業務マニュアルの著作権は、履行期間中は受託者、期間終了後は委託者に帰属する。

（5）研修の実施

受託者は、業務開始までに従事者に対して、関係法令、業務の処理手順、人権、個人情報保護、守秘義務、危機管理及びその他委託者が必要と認める研修を実施すること。

※受託者は、上記の研修を実施する前に「研修カリキュラム」を委託者に提出すること。

(6) 業務に必要な消耗品、機器の準備

本業務を行うために必要な消耗品などの物品については、履行場所に設置されている委託者が認める物品を除き、受託者で準備すること。

委託者が用意する主なもの

- ①システム機器
- ②プリンター（委託者と共用）
- ③スキャナ（委託者と共用）
- ④机、いす
- ⑤その他の備品・消耗品については受託者と協議のうえ貸与する。

9 業務スケジュール及び処理予定件数

別紙「想定業務量（当初課税）」及び「想定業務量（例月課税）」を参照すること。

10 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。業務の一部を再委託する場合は、事前に市と協議を行わなければならない。

11 情報提供

本業務を実施するに当たって、委託者に必要となる他公共団体や企業における参考事例や関連技術動向の情報提供を積極的に行うこと。

12 検査及び立会い等

- (1) 委託者は、本業務に係る受託者における秘密情報の取扱いの状況について、必要に応じて報告を求め、業務履行場所への立入調査等を行うことができるものとする。
- (2) 受託者は、委託者から業務履行場所への立入調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、これを拒んではならない。
- (3) 受託者は、第1号による業務履行場所への立入調査等による確認の結果、受託者による秘密情報の取扱い状況に瑕疵を認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。
- (4) 受託者は、前号による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

13 暴力団の排除

受託者は、本業務の実施にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団からの不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者

- に報告するとともに、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等からの不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所管の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 暴力団排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに委託者と業務内容に関する協議を行うこと。
 - (4) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、別紙「誓約書」を提出すること。

1 4 その他

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮を提供しなければならない。
- (2) 従事者の通勤にあたっては、市民駐車場を利用することは一切禁止する。

1 5 疑義

この仕様書に記載のない事柄や疑義が生じた場合は、委託者と受託者とで協議の上、定めるものとする。

(業務内容編)

業務にあたっては、必ず業務マニュアルに基づくこと。業務マニュアルに記載がない事象があれば、委託者と協議すること。

I 当初課税（概ね1月から6月）

1 課税資料の開封、分類作業、提出書類の受付

- (1) 課税資料は、いつ（何年分）のものであるかを確認し、最新年分であれば「当初課税分」、それ以前のものであれば「例月課税分」として分類する。
- (2) 郵便物は、到着日中に全て開封を行い「課税資料」（添付資料を含む）、「給与所得者異動届出書」、「市民税・県民税特別徴収への切替申請書」、「それ以外のもの」に分け、終了次第「それ以外のもの」は、委託者に返却する。
- (3) 開封時、内容物を破損しないよう十分に注意すること。また、封筒内に内容物が残っていないことを確認する。
- (4) 課税資料を郵送以外に窓口で受領する場合もあるが、上記（1）から（3）と同様に開封及び分類、整理する。

2 給与支払報告書（以下「給報」という）の処理

- (1) 受付印押印
- (2) 総括表及び個人別明細等の紙提出分の点検及び整理（枚数・人員・徴収区分・総括表と各種書類との整合性確認、本・副本整理、押印等）
※提出された書類の順序を崩さないこと
- (3) 光ディスク等により給与支払報告書を提出する事業所の管理
- (4) 事業所検索及び事業所の新規登録
- (5) e L T A X総括表の照合及び納税者 ID 登録作業
- (6) バッチ作成及びバッチ点検
※内容に不備・不足があった際はシステムで確認するか事業所へ電話確認のうえ補記すること。
- (7) スキャニング
- (8) パンチ入力
※パンチ作業場所への運搬も含む
- (9) 個人特定（パンチ処理期間＜＊＞終了後はスキャニングイメージの紐付けも行う）
＊概ね1月～4月上旬まで
- (10) 他市区町村への回送処理（賦課期日不在の場合）
- (11) 処理済み給報の保管

3 年金支払報告書（以下「年報」という）の処理

- (1) 受付印押印
- (2) 総括表及び個人別明細等の紙提出分の点検・整理（枚数、人員等）
- (3) バッチ作成及びバッチ点検、補記
- (4) スキャニング
- (5) パンチ入力
※パンチ作業場所への運搬も含む
- (6) 個人特定（パンチ処理期間終了後はスキャニングイメージの紐付けも行う）
- (7) 他市区町村への回送処理（賦課期日不在の場合）
- (8) 処理済み年報の保管

4 市民税・県民税申告書（以下「市申」という）の処理

- (1) 受付済市申への受付印押印
- (2) 市申添付資料の整理
- (3) 市申内容の確認、補記
- (4) バッチ作成及びバッチ点検、補記
- (5) スキャニング
- (6) パンチ入力
※パンチ作業場所への運搬も含む
- (7) 個人特定（パンチ処理期間終了後はスキャニングイメージの紐付けも行う）
- (8) 処理済み市申の保管

5 確定申告書（以下「確申」という）の処理

- (1) パンチ処理期間中における国税補記（確申二表のデータ入力）
- (2) 紙出力した確申及び他市区町村からの回送分の点検・整理
- (3) スキャニング
- (4) 個人特定（パンチ処理期間終了後はスキャニングイメージの紐付けも行う）
- (5) 他市区町村への回送処理（賦課期日不在の場合）
- (6) 処理済み確申の保管

6 扶養控除等に係る調査

- (1) 扶養控除及び被扶養者の障害者控除の特定。
- (2) 扶養控除及び被扶養者の障害者控除の対象者が特定できない者、扶養重複者及び所得超過者の抽出。

Ⅱ 例月課税（通年）

1 課税資料の開封及び分類、整理

- (1) 上記「Ⅰ当初課税 1 課税資料の開封、分類作業、提出書類の受付」の内容のとおり。
※委託者からの郵便物引渡しは原則として1日1回とする。

2 給報の処理

- (1) 受付済総括表等への受付印押印
- (2) スキャニング及び紐づけ
- (3) 他市区町村への回送処理（賦課期日不在の場合）
- (4) 処理済み給報の保管

3 年報の処理

- (1) 受付印押印
- (2) スキャニング及び紐づけ
- (3) 他市区町村への回送処理（賦課期日不在の場合）
- (4) 処理済み年報の保管

4 市申の処理

- (1) 郵送で届いた市申への受付印押印
- (2) スキャニング及び紐づけ（窓口受付分も含む）
- (3) 市申添付資料の整理
- (4) 処理済み市申の保管

5 確申の処理

- (1) スキャニング及び紐づけ
- (2) 処理済み確申の保管

6 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書及び特別徴収への切替申請書及び特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（以下「異動届等」という）の処理

- (1) 異動届等の内容点検
- (2) 特別徴収義務者への照会
※異動届等の内容に不備及び疑義があった場合
- (3) 異動届等の補記
- (4) システムへのオンライン入力及びチェック
- (5) スキャニング及び紐づけ

(6) 処理済み異動届等の保管

7 過誤納金の処理

- (1) 特別徴収及び普通徴収の過誤納金発生者の原因調査
- (2) 過誤納金の処理内容特定（本人還付・事業所還付・充当等）
※特定が困難な場合は特別徴収義務者へ電話若しくは文書照会し、
処理内容を特定すること。
- (3) 過誤納金発生者の更正通知書の出力

8 月次特別徴収税額の決定・変更通知書（以下「月次税通」という）の処理

- (1) 月次税通の封入封緘
- (2) 月次税通の引抜き
- (3) 月次税通の発送区分別の仕分け及び件数報告

9 住宅借入金特別控除計算書のリスト作成

税務署から受領した「住宅借入金等特別控除計算明細書」のバインダー収納及び一覧表の更新。

10 返戻された通知書等の調査

- (1) 課税資料に別住所の記載があるか確認
- (2) システムへの返戻内容入力
- (3) 再送付先判明分と不明分のリスト作成

11 代表相続人の調査

- (1) システムを使用した相続人の調査
- (2) 通知書等の送付先入力（代表相続人判明の場合）
- (3) 代表相続人不明リスト及び戸籍公用請求書の作成（代表相続人不明の場合）

1 1 照会文書の回答

- (1) 受付印押印及び住民コード検索
- (2) 回答書案の作成
- (3) 管理簿への受付日等入力、リスト作成

Ⅲ その他、上記Ⅰ、Ⅱに関連して行う業務及び補助的業務

ただし、いずれも徴税吏員以外の者が処理できるものに限る。

【別紙】主な業務の想定業務量（Ⅰ 当初課税）

No	内 容		1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	
1	給与支払報告書・ 年金支払報告書 の処理	バッチ作成（バッチ数）	760	580	150	0	0	0	1,490	
2		バッチ点検（枚数）	38,000	29,000	7,500	0	0	0	74,500	
3		課税資料スキャンニング及びパ ンチ入力（件数）	33,400	32,500	8,600	0	0	0	74,500	
4		オンライン処理用課税資料ス キャンニング及びイメージの紐 付け（件数）	0	0	0	2,800	0	0	2,800	
5		光ディスク事業所管理（件 数）	60	10	0	0	0	0	70	
6		事業所検索（件数）	1,750	2,350	600	0	0	0	4,700	
7		事業所新規登録（件数）	90	225	35	0	0	0	350	
8	市民税・県民税 申告書の処理	一般	バッチ作成（バッチ数）	0	3	30	0	0	33	
9			バッチ点検（枚数）	0	300	3,000	0	0	0	3,300
10			課税資料スキャンニング及びパ ンチ入力（件数）	0	200	3,100	0	0	0	3,300
11		簡易	バッチ作成（バッチ数）	0	20	40	0	0	0	60
12			バッチ点検（枚数）	0	2,000	4,000	0	0	0	6,000
13			課税資料スキャンニング及びパ ンチ入力（件数）	0	1,900	4,500	0	0	0	6,400
14		税務LAN	バッチ作成（バッチ数）	0	10	70	0	0	0	80
15			バッチ点検（枚数）	0	1,000	7,000	0	0	0	8,000
16			課税資料スキャンニング及びパ ンチ入力（件数）	0	500	7,200	0	0	0	7,700
17		一般 簡易	オンライン処理用課税資料ス キャンニング及びイメージの紐 付け（件数）	0	0	0	1,200	0	0	1,200
18	確定申告書の処理	国税補記（e-Tax）（件数）	0	9,700	53,000	3,300	0	0	66,000	
19		国税補記（紙ベース）及び税 務LANへの入力（件数）	0	3,100	17,400	11,000	0	0	31,500	
20		オンライン処理用課税資料ス キャンニング及びイメージの紐 付け（件数）	0	0	0	3,500	0	0	3,500	
21	本人照会文書の作成（件数）		5	125	45	0	0	0	175	
22	課税資料の他市への回送（給報、年報、確申）（件数）		0	2,640	6,560	900	0	0	10,100	
23	扶養控除・障害控除に係る調査（件数）		0	0	0	0	0	22,500	22,500	

【別紙（つづき）】主な業務の想定業務量（Ⅱ 例月課税）

No	内 容		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1	給与支払報告書 年金支払報告書 の処理	オンライン処理用課税資料スキャニング 及びイメージの紐付け（件数）	50	50	50	300	300	200	100	50	50	50	50	50	1,300
2	市民税・県民税申告 書（一般・簡易） の処理	オンライン処理用課税資料スキャニング 及びイメージの紐付け（件数）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
3	確定申告書の処理	オンライン処理用課税資料スキャニング 及びイメージの紐付け（件数）	350	200	400	500	500	500	700	400	350	300	250	300	4,750
4	特別徴収の手続き等	異動届出書・切替申請書処理（件数）	1,100	1,300	1,900	6,300	5,200	5,200	1,500	1,300	1,100	1,100	800	800	27,600
5		異動届出書・切替申請書スキャニング 及びイメージの紐付け（件数）	1,100	1,300	1,900	3,150	2,600	2,600	1,500	1,300	1,100	1,100	800	800	19,250
7		所在地・名称変更届出書の処理（件数）	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
6	過誤納金の処理（件数）		250	450	300	550	1,070	550	500	430	430	200	260	280	5,270
8	月次特別徴収税額の決定・変更通知書の処理（件数）		900	700	1,000	1,200	800	2,300	2,000	1,100	1,100	900	800	700	13,500
9	住宅借入金特別控除計算書のリスト作成（件数）		随時対応												
10	返戻された通知書等の調査		随時対応												
11	代表相続人の調査		随時対応												
12	照会文書の回答		随時対応												

誓 約 書

令和 年 月 日

殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、久留米市が久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 次の各号のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
 - 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 久留米市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 第1項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、久留米市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

第1項第10号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。